

南アフリカにおける

一九二二年ランド・ストライキ

伊 部 正 之

- 一 はじめに——問題の設定
- 二 鉱業の発展以前の南アフリカ
- 三 初期鉱業における労働力問題
- 四 労働の稀釈化と白人労資関係
- 五 組合承認問題と白人労資関係
- 六 戦後不況とランド・ストライキ
- 七 むすび——ランド・ストライキと白人優越体制の確立

一 はじめに——問題の設定

一九二二年一と三月に、南アフリカの金鉱地帯ランド（トランスバル州ヨハネスブルグを中心とする一帯）で白
—南アフリカにおける一九二二年ランド・ストライキ—

人労働者による空前の大ストライキが発生した。このストライキには二五、〇〇〇人前後が参加し、その過程ではストライキ突撃隊による反スト破りの武装攻撃が組織されたほか、三月の最終段階では、ランド全体におよぶゼネストへの拡大と戒厳令の発布、そのもとでの市街戦の発生にまでおよんだ。その結果、二〇〇人前後の死者と五〇〇人以上の負傷者がでたほか、四、七五八人が逮捕され、そのうち九五三名が起訴され、一〇〇人余が殺人あるいは反逆・暴動等の罪で有罪（死刑一八、その他一四日〜一〇年の懲役刑）となった。ただし、その後の一九二二年ストライキ赦免法(Strike Condonation Act)によつて、二四年五月までに服役者の全員が放免され、実際の死刑執行は四人にとどまつた。^(一)

ところで、このストライキは、「ランド・スト」、「二二年スト」、「大スト」等々といういわば一般的な呼び方とともに、とくに最終段階にたいする様々な独自の意味合いをこめて「ランド暴動」、「赤色反乱」、「赤色革命」、「カラー・スト」など、その他様々な呼び方をされてきた。いずれにせよ、このストライキが、とりわけ白人労働者のストライキとしては空前絶後の規模に達した点で重要だっただけではなく、それがその後の政治・経済・産業・労働等々に絶大な影響を与えた点で一層重要であつた。

つまり、南アフリカは、一面では圧倒的な原住民人口をかかえる征服植民地であるとともに、他面では独自の産業部門的・階級的分化を内部にふくむ白人入植植民地でもあつた。このため、白人と原住民の間に（人種的・民族的な）支配・被支配関係が成立したのと同様に、白人内部にも（民族間・部門間・階級間の）支配・被支配関係が成立せざるをえなかつた。そして、後者にかかわる白人内部の分裂と抗争は、前者にかかわる白人優越関係そのものの動揺・崩壊をも生来させる可能性をふくみうるものであつた。すなわち、原住民大衆と白人被支配階級との何らかの提携の

可能性、あるいは資本主義的諸関係（資本・賃労働関係）が発展する条件のもとでの人種をこえた労働者階級の拡大と共同闘争の可能性等々である。

しかし、南アフリカの歴史的实践は、こうした可能性を現実性に転化する芽をほとんどもつことなしに、今日につながる絶対的な白人優越体制の確立へとすすんでいった。つまりそれは、労働者や農民をふくむ白人総体を人種的支配体制の主体として組織し、逆に原住民のなかの特定部分を白人優越体制にたいする支持¹⁾同盟勢力（原住民内支配階級ないしは総体内中間階級）として保存・育成することなしに、原住民総体をその客体に一元化する方向であった。要するに、一言でいえば、人種内矛盾（白人主導下では白人内矛盾）の白黒人種間矛盾への一元的転化である。⁽²⁾

そして、こうした方向への最終的な選択にとって決定的な契機となったのが、このランド・ストライキであった。

本稿は、ランド・ストライキという白人労働関係の爆発的背景を、その産業的基盤である金鉱業における労働関係の展開のなかでとらえ、あわせて、このランド・ストライキがもたらした諸結果についての若干の総括を試みようとするものである。

(1) ランド・ストライキをめぐる諸データについては、種々の資料の間に相違がみられる。その原因としては、ストライキ（とりわけゼネストや武力行動）が経営内や生産点にとどまらなかったこと、スト突撃隊には本来のスト労働者以上に白人無職者（ブア・ホワイト）が多数合流していたこと、諸データの認定および発表について発表主体の立場や利害に相違があること、などが考えられる。

(2) 南アフリカにおける人種差別・隔離体制の歴史的展開については、さしあたり、拙稿「南アフリカ共和国における白人優越体制の危機と対応（上・中・下）」（『経済』一九七七年四、五、六月号）を参照されたい。

二 鉱業的發展以前の南アフリカ

ストライキの舞台となったランドにおいて大金鉱が発見され、本格的な金鉱業の發展をみるのは一八八〇年代の後半以降のことであった。その意味で、ランド・ストライキの背景分析はこの時期を起点とすることができる。あるいはまた、その始点を、この金鉱業に先行する一八六〇年代後半からの（現在のキンバレー付近における）ダイヤモンド鉱業の成立と發展にまでさかのぼらせることも必要かつ可能かもしれない。しかし、いずれにせよ、ランド・ストライキの背景には、同時に人種問題・民族問題等々のさらに多くの歴史的・社会的背景がふくまれていることも当然である。そこで、以下の行論において煩雑な説明的注釈の付記をさけるためにも、まず南アフリカ特有の歴史的構造をごく簡単に確認しておくことも、あながち無意味ではなからう。⁽¹⁾

さて、そもそも南アフリカの白人社会は、一七世紀半ばにオランダ東インド会社が現在のケープタウンに東方航路の補給基地を建設したことに始まる。ここでの白人入植者は、そのオランダ本国における一般的な出身職業から、ブーア (Boer 農民) と呼ばれた。彼らはここでももっぱら農耕・牧畜に従事し、輸入奴隷の労働に依存した。また、彼らはオランダ改革派教会に属し、土着方言というべき独自のアフリカーンス語を定着させていった。そして、このケープには当初から土着のロイサン人 (Khoisan いわゆるホットントットやブッシュマン) がおり、その後バンツール人 (Bantu) も南下してきていた。

やがて、世界に先がけて産業革命を遂行しつつあったイギリスは、国際的諸対抗と自らの国益拡大のために、一九世紀初頭にこの地 (ケープ植民地) を正式占領した。イギリスは、本国の失業者などを移民として送り込むとともに

に、ここを本国の産業革命に従属する農業植民地として再編成していった。この過程で羊毛などの輸出が増大し、それに関連した道路建設・港湾荷役などをふくめて原住民やカラード（混血人）の賃労働も発生した。また、イギリスによるケープの占領と種々のイギリス化政策は白人内部に民族的矛盾をうみ、先住者としてのブーア人（オランダ系を中心とする大陸系白人）は自らをさらにアフリカーナー（Afrikaner アフリカー人）と呼ぶようになったが、これが今日における彼らの一般的呼称となっている。

そして、イギリス系移民優先の入植地確保政策や奴隷制廃止などのイギリス植民地政策への不満、さらには辺境前線における原住民（バンツール人）⁽²⁾との抗争やその結果としての土地不足などを直接・間接の原因として、三〇年代半ばから辺境居住者を中心とするブーア人のいわゆるグレート・トレック（Great Trek 大移住）⇨ケープ脱出がはじまった。彼らは一旦ナタールに進出したが、海岸部の独占的領有をめざすイギリスがここを占領するにおよんで、彼らはふたたび内陸に移動し、ここに南アフリカ共和国（通称トランスバール共和国）とオレンジ自由国を建設（五二年および五四年）した。そして、この苦難に満ちた大移動とその間の度重なる原住民との激烈な武力衝突は、今日にいたるブーア人（アフリカーナー）の反原住民（バンツール人）感情およびアフリカーナー民族主義を醸成させる歴史的原点として利用されてきた。

同時に、この大移動やこれに前後する大小様々な原住民討伐戦争は、彼ら白人勢力が南アフリカ全体をその支配下におさめ、原住民社会を解体しつつ白人経済に従属させる過程でもあった。原住民は劣等地の原住民指定地に追い込まれ、かつ現金課税等々の強制を通じて白人経済のための低廉労働者にされ、あるいは白人用地におけるスクオーター（無権利居住者）として特定の白人農民に従属させられた。また、温潤なナタールではプランテーション経営（綿

花、サトウキビ、茶など）がひろがり、六〇年代にはインド人年期契約労働者も導入された。

以上が鉱業の発展を開始するまでの南アフリカ社会のごく簡単な概観であり、いずれにせよ、南アフリカはいまだに後れた農業社会（植民地）にすぎなかつた。⁽³⁾つまり、南アフリカ社会は政治的にも経済的にもいまだ一体化の契機をもたず、辺境部における実効支配もいまだ未確立であつた。そして、このような状態を一変し、分散した農業社会を経済的に統合し、原住民をもふくめた資本・賃労働関係や商品経済の広範な一般化を促したのが鉱業の発展、とりわけ金鉱業の発展であつた。その意味で、鉱業の発展はまさしく産業革命の出発点であり、その中核であつた。

かくして、南アフリカでは、この金鉱業がもっとも後進的なブーア人農業国たるトランスバールの中央部に立地したこと、その金鉱業を担った資本および熟練労働力がもつぱらイギリス系であつたこと、トランスバールを陸封する諸地域のほとんどがイギリスによって支配されてたこと、等々によって第二次アングロ・ブーア戦争（南アフリカ戦争、一八九九～一九〇二年）がひきおこされ、南アフリカ全体のイギリス支配が実現された。同時に、この地が全体として白人の入植植民地でもあつたことが、一九一〇年という比較的早い時期における南アフリカ連邦（ケープ、ナタール、トランスバール、オレンジ自由国の四州からなる）の成立を促した。そして、この白人優先の自治国家のもとの金鉱業を中核とする資本主義的発展は、資本・賃労働関係を中心とする複雑な民族・人種・階級関係を展開させ、その線上にランド・ストライキを惹起させ、それを重要な契機として、白人内矛盾の白黒人種間矛盾への一元的な転化、すなわち白人優越体制の確立をみることになるのである。

(1) 以下の叙述について、より詳しくは、前掲拙稿（上）『経済』一九七七年四月号）を参照されたい。

(2) 白人入植者（とくにブーア人）は、アフリカ原住民（バンツー人）を「カフィール」（Cafir 異教徒）と呼んだ。この蔑称

は俗語として今日まで生き残っており、直接的侮辱として彼らを呼び捨てる「カフィールノ！」という云い方のほか、カフィール・ワーク（重筋・手労働）、カフィール・ビール（原住民用の安物ビール）、カフィール・コーン（原住民主食用トウモロコシ）等々のかたちでもつかわれる。また、法律上はながらく「原住民」(Native)がつかわれてきたが、「原住民」が民族解放（目決権）運動における彼らの正当性の根拠になりうることから、戦後一九五〇年代からは全て「バンツー」(Bantu)に変更・統一されている。つまり、この変更措置は、彼ら（バンツー人）もまた南アフリカにたまたま存在する人種集団のひとつにすぎないという意味であり、白人集団の存在を正当化するための措置でもある。

(3) 一八七〇年までの南アフリカは単純な農業植民地にすぎなかった。当時この地方には一つの織物工場さえなかった。簡単な車の製造、農具の修繕などが、家内工業としてみられる全てであった。商工業が割合に発展していたケープでも、人口のうち農業に従事する者約七五%、商業・運輸に従事する者約一〇%となっている。南アフリカ全体で約二五万人と推定された白人の大部分は、農業に従事していた。農業の中心は牧畜で、輸出額の七割以上は羊毛であった。羊毛にはイギリス工業の莫大な需要があり、また原住民労働者は牧畜について相当の才能をもっていたので、気候・地質にはやや不適当な点もあったが、南アフリカの耕地は、一九世紀前半に大部分、牧場に変っていた。牧場経営は六、〇〇〇エーカーの土地所有を基準とし、一経営の牧羊数は平均六〇〇頭と推定されている。当時は農民層の分化も、さほど顕著に現われてはいなかった。（鈴木正四『セシル・ローズ』誠文堂新光社、一九六五年、一八一―一九ページ、および同『セシル・ローズと南アフリカ』同上社、一九八〇年、二四ページ）

三 初期鉱業における労働力問題

南アフリカの鉱業は一八六〇年代後半のダイヤモンド鉱業からはじまった。そこでの当初の経営主体は貸鉱区制

のもとの白人個人鉱夫であった。彼らは七〇年にはダイヤモンド鉱夫保護協会 (Diamond Diggers' Protection Society) を結成し、白人鉱夫の特権化と原住民の無権利化を約定し、それについては植民地当局からも実質的な承認を与えられた。⁽¹⁾ 小区画の貸鉱区を単位とする個人鉱夫経営のもとの労働力編成は、たとえば、①白人職長一人、②白人労働者二三人、③原住民労働者五〜一〇人からなっていた。そして、その賃金支払においては、辺境立地に規定された宿泊施設や食事の提供をふくむ固定賃金に加えて、作業実績 (たとえば掘進) に応じた出来高制が採用され、さらに職長には、発見されたダイヤモンドにたいするボーナスが与えられた。⁽²⁾ かくして職長は、一面では個人鉱夫によって雇用される労働者でありながら、他面では配下労働者を指揮・監督してその労働の成果の一部を搾取する親方労働者でもあった。こうした関係は、個人鉱夫経営 (露天掘り) から会社経営 (地下採掘) に移った後も、なお相当期間にわたって維持され、その後の金鉱採掘や石炭採掘にもひきつがれた。

同時に、会社経営による本格的な地下採掘への移行は、その労働力編成の変化をも要求した。すなわち、従来の白人個人鉱夫 (経営者) — 白人職長 — 白人労働者 — 原住民労働者という露天掘りの編成は、いずれにしても、鉱山経営や鉱山労働について何らの経験や知識もなしに参入することができた。そして、これらの人的編成は、多くの場合すでに農村部で成立していた白人農場主 — 白人バイオーナー (白人スクオーター) — 原住民スクオーターという関係のひきうつしであり、その意味で、とりわけ農村部で機能していた主従法関係がいはやく鉱山地帯にも適用されるに至ったのは、むしろ当然の成行でさえあった。一方、本格的な地下採掘は、それを可能にする経験と技術 (人的および物的な) を必要とし、その結果、それまでの一旗組や流れ者にかわって、熟練労働者の本格的な導入がはかれることになった。こうして、労働力編成に新たな階層が加わり、白人労働者内部におけるイギリス系熟練労働者の比

重を増大させることになった。彼らは作業方法の組織化（概念化）と基軸的な生産機能の遂行（実行）を通じて労働過程の実質的支配権をにぎり、労働過程におけるそうした基幹的な地位と労働市場における特権的な地位、さらには一定の組織的行動力とによって、特権的な待遇を確保することができた。それは、僻遠の南アフリカ鉱業にとつて、極度に割高な資材・備品・輸送コスト（それ自体が高賃金を不可避にする）とともに重大な圧迫要因であり、これに対処するものとして、白人労働者（とくに相対的に高賃金な不熟練労働者）の雇用抑制と低廉な不熟練原住民の雇用拡大がはかられることになった。

そして、以上のような諸関係は、八〇年代後半からの金鉱業の発展のなかで、さらに大規模に展開した。すなわち、金鉱業は、九〇年代の初めにははやくも輸出額でダイヤモンド鉱業を上回り、その後半にはトランスバールを世界第一の産金国にした。ところで、金鉱業は、先行するダイヤモンド鉱業や（主としてこの金鉱業のための補助部門としての）石炭鉱業のような採掘・選鉱中心の作業過程とはことなり、より複雑な鉱石処理（金抽出）技術を必要とし、より本格的な地下採掘にともなうより体系的な労働編成を必要とした。かくして、より大規模な資本・技術とともに、より大量の熟練労働者が主としてイギリスから導入され、より大量の原住民労働者が南部アフリカ亜大陸全体から動員されるに至った。

また、八〇年代から本格化するイギリス系移民労働者の流入は、同時にイギリス流の労働組合運動をももたらし、イギリス系クラフト・ユニオンに属する各種の地方支部が相次いで設立された。そして、この初期労働運動が、これら熟練労働者の特権的待遇の実現とともに、原住民労働者にたいする人種差別的な取扱いの実施や拡大に一定の役割を果たしたことは明らかであった。しかし、一方ではすでに一九世紀末において六大金融会社を中心とする金鉱資本の

独占体制がほぼ確立し、深層採掘への着手と並行する資本による労働過程の實質的包摂過程がはじまりつつあった。かくして、熟練労働者中心のクラフト・ユニオンは、南ア戦争をはさむその後の幾度かの挫折をへて、漸次イギリス本国の親組合から独立するとともに、地方別・産業別組合への再編をとげつつ、アフリカーナー労働者をも編入していくことになる。⁽³⁾

一方の原住民労働者は、当初から重筋・手労働のもっぱらの担い手として、つねに絶対多数を占めてきた。彼らは白人農場におけるスクオーター（無権利居住者）として、その主人の脱農^{II}鉦夫化に従って鉦山に出てきたし、あるいは単位農場あたりスクオーター数の制限政策（賃労働者創出・確保のための）や、より資本主義的な土地利用（商品作物栽培）をめざすスクオーター排除によっても来山し、さらには、原住民指定地における現金需要の強制（課税・商品流通など）や直接の賃労働義務化による成人男子の短期出稼ぎとしても来山するようになった。そして、鉦山会社による大規模雇用が一般化するにつれて、八〇年代からはこうした原住民労働者を収容するコンパウンド（構内隔離宿舎）が設置され、原住民指定地とコンパウンドを周期的に往復する移動労働制度が定着した。この成人男子のみを対象とする移動労働制度は、したがって、単身的低賃金の強制を可能にしたのではなく、鉦山会社によるコンパウンド管理の規格化（施設・備品等の集中・簡素化、食料・装備等の独占的な一括割安購入と一括低水準支給）によって、その賃金や待遇をさらに極限にまで引下げることが可能にした。金鉦資本は、鉦山会議所を結成し、さらに統一的な原住民徴募機構を組織して、原住民労働者の低廉・安定確保をはかった。

かくして、白人不熟練労働者（アフリカーナー）は、本来的な無学不熟練のなかで、イギリス系によって熟練職を独占され、不熟練重筋・手労働もまた極低賃金の原住民労働者によって占められることによって、きわめて困難な状

況におかれた。しかし、彼らの多くは白人バイウォーナー（白人スクォーター）の出身であり、農場主からの脱農者もふくめて、彼らを帰農させることははや一層困難であった。すでに農業適地の私有化はほぼ完了し、その結果生じつつある土地の細分化傾向は白人バイウォーナーをますます不用にし、鉱業の発展によって生じた土地投機や集約的経営（食料Ⅱ商品作物栽培）への傾向は、白人バイウォーナーの一層の排除と農場主自体の分解・脱農を促進しはじめていた。九六年のリンダーペスト（牛疫）の大流行と、南ア戦争後半におけるゲリラ戦（ブーア軍）や対抗的な焦土作戦（イギリス軍）も、アフリカーナー農業を大きく破壊した。こうして、プア・ホワイト（プア・アフリカーナー）が大量に生み出されたが、金鉱業での雇用吸収力はきわめて不十分であった。彼らは、鉱山にあってはその相対的な高賃金のゆえに、その就労意志の有無にかかわらず不熟練労働からほぼ全面的に排除され、わずかに熟練労働者の有する指揮・監督機能を与えられて、監督労働者という新たな階層を形成していくことになった。これはまた、鉱業資本による労働過程の実質的包摂の進行とも照応し、イギリス系クラフト・ユニオンの白人系組合への拡大転化によって対応されるべきものでもあった。かくして、プア・ホワイト問題は農村問題から都市問題へと拡大・移行していったが、鉱業以外の雇用吸収力はさらに弱かった。当時の南アフリカ工業は、鉱業にたいする補助産業にすぎず、またイギリス工業との競合をきたさないという外的な制約にも規定されて、いまだきわめて幼弱なマニユファクチュア段階にあった。

- (1) H. J. and R. E. Simons, *Class and Colour in South Africa 1850-1950*, 1969, pp. 37~38.
- (2) G. V. Doxey, *The Industrial Colour Bar in South Africa*, 1961, p. 80.
- (3) M. Horrell, *South African Trade Unionism: A Study of a Divided Working Class*, 1961, Part I.

四 労働の稀釈化と白人労資関係

南アフリカの金鉱地帯は、その埋蔵量の豊富さでこそ世界第一級であるにもかかわらず、その平均的な品位（鉱石中の金含有率）はむしろ低く、また、その鉱脈の分布については、露出・浅層分布（初期に発見された鉱区では九〇年代半ばまでにほぼ終掘された）は限られ、そこから地下深くに南傾斜してのびる深層鉱脈は、一般には固い岩盤のさらに地下深くに分断された薄層からなっていた。⁽¹⁾ さらに、このランドの金鉱業が陸封国トランスバールの人口稀薄地帯に立地したこと、金鉱業を支えるべき各種の関連・補助資材や必要労働力を（金鉱とほぼ同時に発見された粘炭を別にして）大きく外部に依存せざるをえなかったこと、これらもまたランド金鉱業にとって不利な与件であった。かくして、このような自然（資源）的・産業基盤的な条件は、金鉱業における（とくに深層鉱山での）前貸資本の大規模化を規定し、その結果、はやくも一九世紀末には六大金融商会グループの支配が形成され、ひきつづく企業合同と金融的集中を通じて、鉱業独占体制の早期の確立が促がされることになった。⁽²⁾

鉱業資本はまた、その後の国際金価格の長期固定化という条件のもとで、生産コストの最大限の節減を要求されることになったが、その必要は限界鉱山（深層鉱山ないしは低級鉱山）ほど切実であった。まず輸送コストの引下げについては、従来の牛車輸送にかわって、九〇年代前半にはランドと海港を結ぶ三つの鉄道路線が相次いで完成（九二年ケーブ線、九四年デラゴア線、九五年ナタール線）されたが、通過関税や差別的運賃制度などの鉱山寄食政策を突破するには、南ア戦争による南アフリカのイギリス的統一を待たねばならなかった。⁽³⁾ また、鉱山に必要な資材・備品等の供給は、従来からその基本部分が独占的に外国資本に委ねられてきた（トランスバール政府による鉱業寄食政策

の一環としての独占的供給権の売却によって）が、南ア戦争（トランスバール国家の崩壊）後においても、自前の関連・補助産業の育成よりは、むしろ当面安上りな外部からの低価格輸入に依存する方向が選択された。それは政策的には「自由貿易」の選択であり、その点では「保護政策」（保護貿易や補助金助成）を要求する土着（農・工業）資本とは相いれなかった。しかし、鉦業資本の圧倒的地位からすれば、こうした「自由貿易」の選択はむしろ当然の成行であった。同時に、資材・備品についての圧倒的な対外依存は、それらの本来の価格が鉦業資本にとっては手のとどかない外部で決定されるという意味で、そのコスト引下げ努力にはおのずから限界があった。

その意味では、賃金・労務コストの引下げは、鉦業資本自らのいわば経営努力によってもっとも追求しやすい費用であった。そのため、すでに鉦業資本は、移動労働制度とコンパウンド制度を前提としつつ、原住民労働者の低廉・安定確保の強化をはかるために、鉦山会議所の結成（八九年）、そのもとでの原住民労働部の設置（九三年）、鉦山会議所の姉妹組織としての原住民徴募組織の設置（九六年）、原住民徴募のポルトガル領（モザンビーク）への拡大⁽⁴⁾などを推進し、このような原住民労働者の独占的な調達・管理を通じて、原住民賃金の絶対的引下げさえ実現していた。

しかし、コスト引下げにとってむしろ一層有効でありえたのは、特権的待遇（一交替あたり賃金で原住民の八〜一六倍）をうける白人熟練労働者の賃金・待遇の引下げ、ないしは白人労働者そのものの削減であり、それは鉦業資本による労働過程の実質的包摂の進行をテコにした白人労働者の原住民労働者への代替、および白人労働者自体の非熟練労働者化、つまりは労働の稀積化を中心に追求されることになった。そして、こうした動きは削岩（掘進）過程からはじまり、さらに他の分野へと拡大されていった。すなわち、本来の削岩過程では、一人の白人熟練労働者が一人の原住民助手をとまなつて一台の大型削岩機を運転していた。しかし、この削岩機の運転が原住民助手によって

も十分可能なことがすぐに明らかとなり、はやくも一九世紀末に、鉷業資本は削岩過程の再編に着手した。その結果、五人の原住民が実際に二台の削岩機を運転し、それを一人の白人労働者（有資格削岩夫）が指導・監督するという新しい編成が導入され、ドリルの装着、火薬の装填・点火などという節目の作業をのぞいて、通常的な実作業の中心が原住民労働者に移されることになった。こうした労働の稀積化にたいしては、白人熟練抗夫の側からの当然の抵抗があったが、資本の意思を変更させるだけの力はもたなかった。⁽⁵⁾

一方、世紀交替期と重なった南ア戦争は、金鉷業をも一時的に停止させ、鉷山労働者（とりわけ原住民労働者）をも離散させた。したがって、戦後復興政策の中心は当然にも金鉷業の再建におかれ、そのための労働力確保が重要課題となった。そして、この機会に植民地当局や鉷業資本は、本国での失業者処理対策をかねて、新たな意味をもとうとしていた白人不熟練労働者の導入を企図したが、白人労働組合からの反対によって実現しなかった。その主な反対理由は、白人の不熟練労働が「文化的」賃金（白人用高賃金）にそぐわないこと、そして、彼らが熟練労働者にとつての潜在的競争者になりうることであった。⁽⁶⁾ その結果、結局一九〇四年のトランスバール労働力輸入令（Transvaal Labour Importation Ordinance）によつて、中国人苦力が契約輸入されることになった。白人労働組合は、中国人の雇用を不熟練職に限ること（労働力輸入令では五五の職種・職務について中国人の雇用を禁止）を条件に、その導入に賛成した。しかし、彼らの劣悪な取扱いがイギリス本国議会でも問題化するにおよんで、労働力輸入令は〇七年には廃止され、彼らのほとんどは期間満了とともに本国送還されるに至った。⁽⁷⁾

他方では、世界的な循環局面とも重なって、南アフリカ経済もまた、〇六年から景気後退期に入った。この点での南ア独自の要因としては、イギリス占領軍の撤退による農産物市場の収縮がプア・ホワイト（プア・アフリカーナ

1) の都市流出を著しく増大させたこと、中国人苦力の輸入停止が鉱業利潤率の低下を生じさせたことであつた。(8) かくして、鉱業資本は労働過程の新たな再編にのりだし、削岩過程については、白人削岩夫は火薬の取扱いや若干の調整作業（機械調整の援助など）をのぞく全ての直接的作業から解放され、原住民（や中国人苦力）を通じて三台の削岩機を監督することが提起された。(9) この提起はまた、たんに職務分担上の人種区分線の変更にとどまらず、白人「削岩夫」に残される職務内容自体の相応した無内容化・非熟練化を意味するものでもあつた。これにたいして、一七年五〜七月に白人熟練坑夫（主として削岩夫）五、六(10)人によるストライキが発生した。鉱業資本は、都市にあふれる白人失業者（アフリカーナー）をスト破りに導入し、戒厳令にもとづく軍隊や警察の介入にも援護されて、ストライキを打破した。そして、スト敗北の背後には、鉱業資本による労働過程の實質的包摂の進行による熟練の崩壊、したがって白人労働者の全般的な地位低下が作用していたことは、いうまでもなかつた。

つまり、鉱業資本は、この期を境にして、従来のような熟練労働力の高価な輸入へのもっぱらの依存をやめることができるようになったのであり、スト以後に再配置された白人「削岩夫」は、従来からの熟練労働者ではなく、スト破り等を通じて新たに雇用されたより低賃でより低賃金のアフリカーナー労働者が中心であつた。(10) したがって、これ以後の鉱山労働者の編成においては、白人労働者の絶対的・相対的減少と、白人内におけるアフリカーナー労働者の漸次的な増大とが、ひとつの傾向的特徴となるのである。

ただし、こうした白人労働者の原住民労働者への置換、あるいは労働の稀釈化、労働内容の非熟練化が、その後は何らの歯止めもなしに資本の意図通りに推進されたかといえ、もちろんそうではなかつた。つまり、まず何よりも、それ自体として割高な白人労働者を熟練・監督労働者として維持しなければならなかつたのは、一面では圧倒的

多数者たる原住民労働者にたいする支配と搾取の維持・強化にそれが要かつ有効だったからであり、他面ではスト敗北後の白人労働運動がなおかなりの潜在力を有しており、それがその後の労働党の結成や地方的組合連合体の結成へとすすむ状況のもとで、白人資本にとってはこれとの一定の妥協・宥和策こそが必要かつ有効であったからである。かくして、南アフリカ連邦の成立（一九一〇年五月）という新たな条件のもとで、一一年には鉱山労働法（*Mines and Works Act*）が成立した。これはすでに存在していた人種差別的な白人坑夫保護立法を集大成し、資格証明書制度を通ずる白人職長の範囲と数を規定した。したがって、資本にとっては、この一一年法の網をくぐっていかん新しい半熟練職を拵げていくかが、利潤拡大対策や白人労働運動対策からも重要な課題となっていた。

そして、一二年にふたたび景気後退がはじまった。このなかで、鉱山側による予告手続なしの一方的な半日休止措置に端を發して、一三年七月にふたたび白人鉱夫一五、〇〇〇人のストライキが発生した（後出）が、戒嚴令と軍事介入によって短期間に打破された。そして、このスト敗北という労資の力関係の不均衡化を契機にして、削岩過程がさらに再編され、白人「削岩夫」は従来の三台にかえて一〇台の削岩機を監督することになり、彼らが火薬取扱い以外にもついていた労働過程における調整機能もほぼ完全に原住民労働者に移された。つまり白人労働者の担うべき実質的な生産的機能がますます失われ、非生産的なたんなる監督労働者としての性格が一層強められることになった。また、このスト敗北に乗じて各種機械類（エンジン、捲上げ機、ボイラーなど）の運転が白人労働者から原住民労働者に転換され、そうした機械類に最終的に責任を負うべき白人労働者についても従来の有資格者（熟練労働者）から無資格者（アフリカーナー監督労働者）に置換えられるに至った。⁽¹¹⁾ 類似の措置はその後さらに他の分野にも拡大されていった。

そして、景気後退と鉱山ストの影響は、鉄道経営（国有）を圧迫⁽¹²⁾（輸送量の減少）し、その縮小「合理化」と労働強化に反対して、一四年一月には鉄道労働者のストライキが発生し、その他自治体労働者等のストライキも発生した。また、こうした基幹部門の不振は全般的な景気後退をひきおこし、干ばつとも重なって、プア・ホワイトの流出がさらに促進された。かくして、白人内部における労資間矛盾だけではなく、プア・ホワイト問題や産業・貿易政策などをめぐる民族間・部門間矛盾をふくめて、白人内の全般的な分裂傾向がひろがりつつあった。

(1) かくして、こうした深層・低品位鉱山が存立するには、技術的には採掘技術と金抽出技術の両面での改善が要求され、また、諸経費の節減、とくに大量に動員される労働力についての低廉確保が必要とされた。

(2) S. H. Frankel, *Capital Investment in Africa, 1938*, III Sect. II (pp. 75~105).

(3) 南マ戦争（一八九九～一九〇二年）やその先触れとなったジェームソン侵入事件（一八九四～九五五年）の背後に、経営条件の悪い深層鉱山資本の動きがあったことが指摘されている。市川承八郎「ジェームソン侵入事件とランド金山二大会社」『史料』五三巻二号、一九七〇年）、同「帝国植民省とジェームソン侵入事件」(同上誌五四巻一号、一九七一年)、同「南アフリカ戦争への危機の累積」(『神戸大学文学部紀要』一号、一九七二年)を参照。

(4) モザンビークとの暫定協定（一九〇一年）、一九〇九年（トランスバール州モザンビーク）協定、一九二八年協定や、これらと関連した鉄道（モラゴア線）利用協定、貿易協定などについての詳細は、S. E. Katzenellenbogen, *South Africa and Southern Mozambique: Labour, Railways and Trade in the Making of a Relationship*, 1982 を参照。

(5) R. Davies, *Capital, State and White Labour in South Africa 1900-1960: An Historical Materialist Analysis of Class Formation and Class Relations*, 1979, p. 67.

(6) G. V. Doxey, *The Industrial Colour Bar*, op. cit., p. 58.

→南アフリカにおける一九二二年ランド・ストライキ

- (7) 中国人輸入総数は六三、四五三人、最高時五七、八二人(〇七年)であった(Doxey, *ibid.*, p. 38)。彼らの賃金・労働条件等については S. van der Horst, *Native Labour in South Africa*, 1942, p. 172, H. J. and R. E. Simons, *Class and Colour in South Africa*, *op. cit.*, p. 83, D. H. Houghton and J. Dagut ed., *Source Material on the South African Economy: 1860-1970* Vol. 2, pp. 93-95 を参照。

(8) Davies, *op. cit.*, pp. 97-98.

(9) *Ibid.*, p. 67.

(10) *Ibid.*, p. 71.

(11) *Ibid.*, p. 68.

(12) 鉄道(港灣)部門は國營であつたので、すでに南ア連邦の成立(一九一〇年)以前からブア・ホワイト救済雇用(原住民にかゝる白人の雇用)政策の舞台に利用され、その相対的高賃金が鉄道経営を圧迫する要因のひとつになっていた。

五 組合承認問題と白人労資関係

さて、以上でみてきたような労働の稀釈化をめぐる白人労資の対抗は、南アフリカが一面で白人入植植民地であるがゆえの白人内階級分裂(資本家、労働者等々への)の不可避性のうえに必然化したものであった。同時に、そうした白人内分裂は、その他の民族間・部門間の分裂要因とともに、征服植民地としての原住民にたいする白人優越の基礎を危うくする性格のもでもあつた。⁽¹⁾したがって、圧倒的少数者としての白人総体を支配人種として再組織する必要は、白人労働運動の拡大やストライキの大規模化・尖鋭化(たとえば火薬技術の利用など)のなかでますます明らかとなりつつあり、かくして、白人労働運動を独自の労資関係的枠組(制度装置)に組込むための方策が、ヨーロッパ

パ本国とはちがった意味で、比較的早い段階から模索されることになった。

南アフリカにおいて従来から労資関係等を律してきたのは、いわゆる主従法であった。主従法はもともと原住民雇用一般化を主たる契機として制定されたものであり、ケープ一八四一年、ナタール一八五〇年、トランスバール一八八〇年、オレンジ自由国一九〇四年という各々の制定時期の差は、各地方におけるその間の事情を反映するものであった。したがって、主従法はもっぱら原住民スト労働者の起訴に適用され、白人スト労働者にはめつたに適用されなかつた。⁽²⁾ 他方では、一九世紀八〇年代からはじまった白人労働組合の運動が鉱山や鉄道などの基幹部門において一応の定着をみた後でさえ、資本や管理当局はこれに公式の承認を与えず、組合との交渉にも応じようとしなかつた。

そのうえで、ピケットやスト集会には各種の集会禁止法令が適用され、スト破りは軍隊や警察によって保護され、スト指導者はブラック・リスト、投獄、イギリス本国への送還などによって対処された。⁽³⁾

しかし、資本や国家によるこうした反組合干渉が逆に白人労働運動を強めたことも事実であった。それは組合員の着実な増加やストライキの増加傾向においてみられるだけでなく、たとえば削岩過程の再編問題を契機としたさきの七年鉱山ストライキにおいて、同時に、労働組合の承認とそれにもとづく正式交渉の要求が今ひとつの争点となっていた。かくして、七年ストの敗北後、白人労働運動は、この労働組合の社会的地位の確立（組合承認と交渉権の確立）をめざして、新たな営みを開始することになった。そして、イギリス本国での先例にならつた〇九年の南アフリカ労働党（South African Labour Party）の結成は、この点をふくむ白人（熟練）労働者の利益拡大を目的としていた。さらに、一一年にはトランスバール職業同盟（Transvaal Federation of Trades）が結成されて、トランスバールにおけるほとんど全ての労働組合が加盟した。この連合体は、さらに全国規模での結集をめざして、一四年に

は南アフリカ職業同盟 (South African Industrial Federation = SAIF) に改称されたが、実体は依然として地方連合体のままであった。ケープには、独自の地方連合体としてのケープ労働組合同盟 (Cape Federation of Labour Unions) が一三年に成立していた⁽⁴⁾。

このように、白人労資関係の安定化の必要は、時の経過とともにますます明らかになるうとしていた。かくして、〇九年にトランスバール労使紛争防止法 (Transvaal Industrial Disputes Prevention Act) が制定されたが、それはストライキに先行すべき「強制調停」制度を根幹とするカナダの一九〇七年「レミュー法」(Lemieux Act) の直輸入版であった。すなわち、ここでは、雇用主および被用者の双方は、その賃金・労働条件の変更提案(雇用主)または変更要求(ストライキ(被用者))についてともに三〇日の予告期間を義務づけられ、その間はストライキ(被用者)やロックアウト(雇用主)が禁止され、内容的に折合えない場合には両者ともに「調停委員会」(conciliation boards、双方の代表で構成)の設置を申請することができた。しかし、調停委員会の答申にたいしては、両者ともに受入れの義務はなく、この答申が拒否されて後、はじめてストライキが許されることになっていた。そのうえ、この九年法の場合には、調停委員会の設置申請権は一〇人以上の被用者集団について認められ、その意味で、労働組合はこの設置申請権以上のものを認められなかった。また、「被用者」の定義を白人に限ることによって、九年法は労働組合の多人種組合化の道を閉ざしていた。したがって、この法律は、労働者側の「違法」ストを取締まる一方で、資本の側には事実上何らの不利益も与えなかった。このため、この制度による白人労働運動の取込みのねらいは、労働党や労働組合側の否定的な反応によって、ほとんど効果をあげなかった。そして、一二年にはじまる新たな景気後退とそのなかでの鉱山スト(一三年七月)や鉄道スト(一四年一月)によって、九年法は全く破綻し、死文化してしま

(5)
った。

ところで、その一三年ストは、むしろ鉱山経営主側の九年法無視が発端であった。すなわち、この年五月にニュー・クラインフォンテイン鉱山側が、三〇日の予告期間なしに一方的に半日休日（土曜午後）を取消した。他方で白人労働監督官は、労働組合からの訴えにたいして、この点での処罰条項がないことを理由に、介入を拒否した。そこで、職業同盟が介入して鉱山会議所に交渉を要求したが、鉱山会議所側は、組合（職業同盟）が被用者の少数部分を代表するにすぎないという理由で、この要求を拒否した。かくして、この組合不承認をめぐって七月の鉱山ストが発生し、これが景気後退にさらに追討ちをかけるなかで、一四年一月の鉄道ストが発生した。これらのストライキは、いずれも戒厳令の発布と軍隊の介入等々によって鎮圧された。しかし、ストライキの敗北が資本や管理当局の「合理化」遂行を可能にした一方で、労働組合員の増大と組合活動への結集、組合員の意識の向上（政府・雇用主への忠誠↓組合への忠誠）、サンジカリストの影響拡大などがみられた。⁽⁶⁾

かくして、労働組合の承認とその新たな労資関係的枠組への包摂を企図する一九一四年労使紛争防止法案（Industrial Disputes Prevention Bill）が、提案されるに至った。これまた、九年法と同様にカナダ「レミュー法」の「強制調停」原理にもとづいており、ストライキは三〇日の予告（交渉）期間満了まで禁止され、原住民は「被用者」から排除された。そして、一四年法案は二つの交渉機関の設置を規定していた。その第一は特別の紛争の場合に設置される「紛争委員会」（dispute boards）であり、九年法における調停委員会に相当するものであった。この機関は登録組合、被用者の全体集会、または雇用主からの申請によって設置されるほか、必要な場合には国家役人（紛争委員会を主宰する）の主導下にも設置された。その第二は「常設調停委員会」（standing conciliation boards）であり、

登録組合と雇用主が法令上の紛争のない平常時に広範な経済事項を交渉するための機関であった。また、一四年法案は、両者の合意協定に法的強制力を与えることを規定し、労働組合の登録条件として「受容しうる」体質と役員選挙方法をもつことを要求した。しかし、いまだ戦闘的で相対的に強力な白人労働運動は、この制度（法案）を資本の利害を保護する装置として反対し、これを反映した労働党の抵抗にも影響されて、この一四年法案は結局は会期切れ廃案となった。⁽⁷⁾

しかし、第一次大戦の勃発と親英・対独参戦というその後の政治・経済情勢⁽⁸⁾のなかで、こうした白人労資関係の不安定状態の放置は、いずれにしても許されなかった。そこで、鉱山会議所は、関係省庁からの援助も受けつつ、自主的な労働組合承認政策に転換した。その結果、鉱山会議所は一六年に機関手の組合と調停委員会制度を設置する協定をむすび、一七年には南ア職業同盟（鉱山労組のほとんどを代表）と「付託委員会」(boards of reference) ⁽⁹⁾ であり、白人労働者から付託された苦情を聴き、裁定を行なうことを任務としていた。そして、戦争による好況への転換と城内平和維持の必要とから、以前（九年法のもとでの）とはちがって、もちこまれた付託事項（苦情）には可能なかぎりの譲歩が与えられた。また、こうした付託委員会に加えて、鉱山会議所経理・労働顧問と南ア職業同盟書記からなる常設の協議体制が成立し、調停（付託）委員会の機能や資金交渉の経過を共同で監視・監督した。⁽¹⁰⁾ かくして、戦争がもつ統合効果による労働運動内での右派と「穩健派」の伸張とも相まって、こうした自主的協議機関の設置は、ストライキを激減させるという効果をもった。

同時に、第一次大戦の終結に向かって、こうした産業平和の体制を戦後においてもいかに維持するかが、国家や資

本の側にとって重要な課題となった。かくして、一八年九月には鉱山会議所と南ア職業同盟の間に「現状維持協定」(白人被用者の雇用範囲に関する当座の既存の地位の維持についての協定)が成立したが、これは一一年鉱山労働法の適用範囲外にひろがっていた半・不熟練職についての、白人労資の自主的な人種区分線の設定(現状固定化)を内容としていた。同時に、付託委員会の権限拡大や、その地方委員会への立坑・職場委員の参加承認など、各種の交渉・協議機関の拡大・強化がはかられた。また、すでに労・資の組織化が一定の定着をみていたその他の産業においても、雇用主側の主導のもとに、鉱業に準じた各種の協議会や委員会が組織され、一九年には鉱工業省労働部によって主要産業の雇用主団体・被用者団体からなる全国会議が組織された。さらに、一八年には賃金調整(徒弟・見習工)法(Regulation of Wages (Apprentices and Improvers) Act)が成立し、特定の「苦汗産業」に雇用される婦人・年少者に関する賃金決定の権限を与えられる各業種ごとの「賃金委員会」(wages boards)の設置を規定した。つまり、第一次大戦が南アフリカの国内産業の成長をおおいに刺激したとはいえ、製造業の多くの分野がいまだおおむね幼弱であり、そこでの労働者の構成においては白人婦人・年少労働者(プア・ホワイト家族)や原住民労働者の比率がたかく、そうした未組織「苦汗」産業の放置は、いずれにせよ新たな白人内分裂の要因となりうるものであった。つまり、一八年法はこれへの先取りの対応であった。⁽¹¹⁾

かくして、鉱業―各種委員会、他産業―協議会・委員会、苦汗産業―賃金委員会という制度的枠組を軸として、白人労働者ないし白人労働組合を資本(と国家)の側に統合する体制が一応の完成をみたかにみえた。

(1) たとえば、白人労働者のストライキが原住民労働者のストライキを誘発した(一三年)り、白人ストライキへの軍事・警察力の集中が原住民治安対策を弱めたりする効果ももたらした。また、プア・ホワイトのスラム生活が生活水準や価値基準に

おける人種区分をマヒさせて白人の人種の權威を失なわせるとか、人種をこえた労働者間の連帯感が生ずるとかという事態も生まれつつあった。

(2) 南ア連邦の成立(一九一〇年)という新しい条件のもとで、この主従法の原住民抑圧の性格をひきついで集大成したのが一九一一年原住民労働調整法(Native Labour Regulation Act)であり、原住民労働者による契約違反やストライキを刑事罪とした。

(3) R. Davies, *Capital, State and White Labour*, op. cit., p. 114.

(4) M. Horrell, *South African Trade Unionism*, op. cit., pp. 2~3.

(5) R. Davies, op. cit., pp. 117~120.

(6) *Ibid.*, pp. 120~121, H. J. and R. E. Simons, *Class and Colour in South Africa*, op. cit., pp. 156 passim.

(7) R. Davies, op. cit., pp. 122~123, Simons, op. cit., pp. 170~171.

(8) 南ア連邦は旧四領の諸政派を糾合した南マフリカ党(South African Party)政権のもとで成立(一九一〇年五月)した。その直後の第一回総選挙(一一一議席)の結果は、南ア党六六、イギリス系連合党(Unionist Party)三八、労働党四、無所属一三であり、南ア党が過半数を制した。しかし、教育言語問題をめぐって、一四年一月にアフリカーナー民族主義をかかげる国民党(Nationalist Party 一三議席)が南ア党から分裂した。そして、第一次大戦の勃発に際して、南ア政府の対独参戦・ドイツ領南西アフリカ進駐にたいして、国民党がこれに反対し、この影響下にアフリカーナー国家の再建を主張する武装反乱も発生した。かくして、政治戦線におけるイギリス系とアフリカーナー系の分極化傾向が促がされ、「カーキー選挙」(Khaki Election 軍服選挙)と呼ばれた一五年の総選挙(一一一議席)では、南ア党五四、連合党四〇、国民党二七、労働党三、無所属六となり、南ア党の後退と国民党の進出が対照的であり、南ア党は連合党の協力によってようやく政権を維持した。同時に、労働党は、一三年七月の鉱山ストや一四年一月の鉄道ストを通じて、その直後のトランス

パール州議会（州評議会）で多数を制するとともに、一五年総選挙での躍進が予想されていたが、「カーキー選挙」によって進出の芽を与党に刈り取られる結果となった。しかし、この傾向はさらにつづき、二〇年の総選挙（一三四議席）では南ア党四一、連合党二五、国民党四三、労働党二一、無所属三、欠員一となった。ここでは国民党が第一党になるが、ひきつづき南ア党・連合党（間もなく南ア党に合流）が政権を維持した。同時に、労働党の進出もみられるが、これは戦時インフレへの批判票（これを反映するいくつかのストライキが発生していた）と、戦時城内平和維持体制における白人労働運動の地位拡大の結果であろう。なお、政党別議席・得票の推移については P. L. van den Berge, *South Africa: A Study in Conflict, 1965*, pp. 263~265 を参照。

また、経済的には、第一次大戦は南アの諸産業におおむねプラスの効果をもたらした。すなわち、鉱業にとっては、輸入途絶と諸資材の高騰にもかかわらずイギリスの金本位制停止による国際金価格の上昇（プレミアムの付加）がそれを十分に補ったし、土着の農・工業は外国産品との競争なしに生産を大きく伸張させることができた。ただし、これによってもブア・ホワイト問題は何ら解決しなかつたし、戦時インフレが一般白人や原住民等々に課した負担はむしろ大きかつた。このなかで、白人組織労働者は「生活手当」をふくむ一応の賃金引上げを実現したが、原住民の賃金引上げはごくわずかであり、実質賃金の低下は明らかであった。このため、この時期には原住民の賃上げストも発生し、二〇年二月にはランドで原住民坑夫の大ストライキ（四万人ないし七万人が参加）が発生した。

(9) R. Davies, *op cit.*, pp. 124~125.

(10) 労働党は、一三〜一四年の組合承認要求ストライキを通じて戦闘性を高め、トランスバール州議会選挙での勝利の後も左派への傾斜を強めていた。しかし、第一次大戦の勃発によって労働者世論が大きく右旋回するなかで、労働党・白人労働運動指導部も同様の動きをたどった。その結果、反戦を主張して孤立した少数の左派が脱落し、一五年には国際社会主義連盟 (International Socialist League) を結成したが、二一年にはやがて南アフリカ共産党 (South African Communist Party)

となった。

(11) R. Davies, op. cit., 126~127.

六 戦後不況とランド・ストライキ

しかし、このような労資協調体制の持続を可能にした最大の要因は、戦時という特殊条件によって可能となった未曾有の好景気であり、この条件が失なわれてもなお、この体制を維持しうるか否かは保証のかぎりではなかった。

はたして、二〇年の半ばごろから戦後不況が顕在化した。農業では、世界市場における農産物価格の暴落によってとりわけ牧羊農業に大打撃をうけ、これに重なる二一〜二二年の大干ばつによって大量の家畜が失われ、またまた大量の脱農者を見ることになった。製造業でもまた、貿易ルートの再開と世界市場価格の暴落のもとで、ふたたび一層はげしい価格競争にさらされ、多くの業種が利潤を減らし、工場閉鎖が相次いだ。そして、不況の影響は金鉱業についても同様であり、金価格の漸次的な低下によって、劣等鉱山から順次経営困難に見舞われていった。かくして、鉱業資本と民族（農・工業）資本の間に、ふたたび「自由貿易」か「保護政策」（関税保護・補助金助成）かの対立を表面化させることになり、農・工業資本の南ア党離れ↓国民党傾斜を促進させた。しかし、鉱業資本の指導的優位性は、経済的にも政治的にもいまだ変わらなかった。⁽¹⁾

そこで、鉱業資本（鉱山会議所）は、生産コストの引下げに向けてふたたび動きだした。まず、資材や食料の価格をおさえる立場から農・工業資本の保護政策要求は否定され、その結果、さらに多くの脱農者・解雇者を出した。しかし、こうした措置や犠牲によっても、資材や食料の輸入価格そのものを引下げることがままならなかった。また、

鉱業資本は間接コスト（手数料、運賃その他の料金）をおさえる立場から、鉄道・郵便など公共部門の「合理化」を要求したが、それはまた最大の納税者としての鉱業資本にとって、税負担の軽減にもなるはずであった。その結果、組織力の強い白人鉱山労働者がお賃上げを実現している一方で、これら公共部門労働者の賃金切下げが実施された。とりわけ、不況による輸送量低下と運賃切下げ強行（金鉱・炭鉱・農業からの圧力による）という二重の圧迫をうけた鉄道部門は、賃金切下げや「合理化」（生活手当の廃止、八時間労働制の撤回、六〇歳定年制の厳格実施、「ムダ」回避と白人節約の追求など）を強行するとともに、二二年一月には全国鉄道港湾職員組合（National Union of Railways and Harbours Staffs = NURAHs）の承認を取消してしまつた。これにたいして、労働者は小規模なストライキや順法闘争で対抗するしかなかつた。⁽²⁾

鉱業資本は、さらに自らの内部経営努力によってコストの引下げをはかる必要があつた。それはより具体的には、この間もつとも大幅に増大していた白人労働者の賃金を切下げることであり、⁽³⁾①賃金率の削減、②労働過程の再編によるアフリカ人への代替、③白人監督労働の省略によるアフリカ人労働の濃密化（ただし鉱山条例の改訂が必要）、のあれこれの組合わせによって実現可能であると考えられた。そこで、鉱山会議所は、すでに確立していた労資関係手続を尊重する立場から、二二年五月に関係諸組合にたいして、賃金率と人種別職務割当の変更を提案し、若干の賃金引下げと一部の機能移転（白↓黒）についての合意が成立した。しかし、より実質的な賃金切下げと労働過程の再編をめぐる八月からのひきつづく交渉は何らの進展もみられず、その間に鉱業利潤も減少した。⁽⁴⁾かくして、鉱山会議所は、一二月八日に、交渉によっては十分なコスト削減が実現されなかつたことを理由に、①一層の賃金切下げ、②「現状維持協定」の廃止、③地下労働の再編、のための白紙委任状を要求した。鉱山会議所の説明は、二五種の半熟

練職約四、○○○人の白人について原住民への転換が可能であり、さしあたり二、○○○人（白人全体の一〇%弱）の転換が必要であり、もしも満足すべきコスト節約が実現されなければさらに大規模な転換が必要になるということであった。白人諸組合（や労働党）はこの問題をカラーバーを破壊するか維持するかの大なる民族問題としてとらえる立場からこの要求を拒否したが、これをうけて鉱山会議所はその一方的実施を表明し、かくして交渉は決裂した。⁽⁵⁾

また、これと並行して、金鉱業にとってもっとも重要な補助産業である炭鉱業でも、戦後不況の影響下に労資の對抗が展開していた。すなわち、炭鉱主協会は不況対策を大幅賃下げに求め、坑夫組合のストライキを打破して、すでに賃下げが実施にうつされていた。そして、労資の力関係が資本の側に一層傾くなかで、炭鉱側はイギリス炭と競争するための一層の賃下げを要求した。しかし、労資交渉は年末をむかえても進展せず、結局は内相仲裁にもちこまれた。そして、組合側（南ア職業同盟）がこれに合意したのにたいし、炭鉱側はこれを拒否し、標準賃金の一方的切下げ（一交替あたり三〇シリング→二五シリング）を発表した。かくして、炭鉱労資もまた決裂した。そして、このような事態は関連する発電所、土木会社等々についても同様であり、今やランド金鉱地帯全体にわたって労資の全面対決の様相が出現した。⁽⁶⁾

かくして、二一年の年末に向けて、関係労働組合の代表者会議はストライキを承認し、南ア職業同盟は未加入組合もふくめて拡大執行部 (augmented executive, 合同ストライキ委員会 Joint Strike Committee) を組織した。スト権投票では、①炭鉱所有者による仲裁拒否、②低廉な原住民労働をもって白人労働と代替させるといふ鉱山会議所の脅し、③電力会社による交渉継続拒否、④土木会社による脅迫的な協定破棄と賃金削減の是非が問われ、二四、〇〇〇人の関係労働者のうち一四、〇〇〇人近くがストライキを支持し、反対はわずかに一、三〇〇人余であった。⁽⁷⁾

同時に、このような労働党につながる改良主義的な執行部の動きとともに、さらに二つの動きが進行していた。すなわち、その一つは少数左派による独自の「行動委員会」(Action Committee, Council of Action)であり、彼らは共産党の事務所であった「労働会館」(Work Hall)に本部をおき、実力行使による要求の実現を主張した。また、他方では、幾組かのストライキ突撃隊(strike commando)が成長しつつあった。これは、かつてのブーア人の大移動時においてつくられた民兵組織の流れをくむものであり、その後の対英戦争でもゲリラ部隊として大きな力を発揮し、さらに、一四年の国民党の結成と第一次大戦の勃発という政治情況のなかで、独自の組織を復活させていた。彼らはアフリカーナー民族主義と反ニグロ主義を共通のイデオロギーとし、政治的には国民党を支持した。⁽⁸⁾したがって、すでにランド・ストライキの開始以前において、彼らは旧軍人などによって軍事訓練をうけ、軍隊や警察の黙認のもとに、公然たる演習行動を行っていた。同時に、ストライキの開始に前後して、危機感をつのらせるアフリカーナー系労働者が少なからずこうした組織の行動に共鳴し、合流していった。彼らの主たる行動はスト破りや原住民労働者への武装攻撃であった。⁽⁹⁾

こうして、二二年一月二日の炭鉱ストを皮切りに、残りの部分も一〇日からストライキに入った。⁽¹⁰⁾同時に、南ア職業同盟(拡大執行部)議長と鉱山会議所との交渉も開始されたが、ストライキの実質的効果があがらない(スト破り等々)こととあわせて、交渉は何らの進展もみなかった。そこで、鉱山会議所は一月末に声明をだし、従来の稼働金鉱山における黒白労働者の平均比八・五対一にたいして、白人(雇用)をまもるために向う二年間について一〇・五対一を保証することを提起した。つまり、この比率は「現状維持協定」からの乖離のための新たな上限を設定するものであったが、これにたいして組合側は、逆に他産業なみの三・五対一に固執してゆずらなかつた。さらに、鉱山側

は法的カラーバーや現行の労働時間・基本賃金協定の尊重を約束し、労働者には生活手当や二日間の有給休日（メーデー）五月一日、デインガン・デー（^U二月一六日）の廃止を要求した。

一方、行動委員会は、拡大執行部の交渉重視姿勢について、これを緒戦において停戦を求める敗北主義の告白として批判し、きびしく素早い闘争を主張した。共産党・行動委員会は、原住民労働者との偏見なき階級的連帯を主張する一方で、法的カラーバーの廃止については、それが白人労働者を原住民労働者の地位に押下げるにすぎないという理由で反対し、その立場から今回のストライキを全面的に支持した。そのかぎりでは、「白人」労働党と同様に、誕生間もない（二二年七月結成）共産党もまた、なおしばらくは「白人」共産党にとどまらざるをえなかったのは明らかである。また、国民党もストライキ一般には原則的に反対しながら、今次のストライキについては、カラーバーの撤廃に反対する闘いとして白人坑夫の立場を支持した。他方では、事態の解決が見通せないことにいらだつストライキ突撃隊の側も、一月下旬ごろから一段と直接行動を強化し、スト破りへの攻撃や原住民労働者への襲撃を強め、さらに、一般市民をもまき込む流血事件を増加させた。これにたいして、二月初めにはスマッツ首相が警告を発し、鉱山側も原住民労働者の送還を本格化した。かくして、ストライキの長期化による事態の混迷は漸次深まっていたが、戦後不況の深刻化のなかで、事態打開の方向性は労資ともに打出しえなかった。同時に、スト労働者のなかでの南ア職業同盟Ⅱ拡大執行部の権威・掌握力も漸次低下していった。

かくして、三月に入り、事態は最終局面を迎えた。すなわち、南ア職業同盟がなお交渉を通じて何らかの結着をはかろうと期待したのにたいし、鉱山会議所側はもはや交渉に見切りをつけ、そして、スマッツ首相の支援や鉱山再開の部分的成功に支えられて、坑夫諸組合の権威をそこない、これらを南ア職業同盟から切り離そうとした。そこで鉱山

会議所は、「今後はいかなる目的のためにも南ア職業同盟を承認しない」という挑発的表現をもって回答し、いわば最後通牒をつきつけた。これにたいして、拡大執行部は、再度のスト権投票によって、その圧力のもとで交渉解決をはかりとうと最後の期待をした。これにたいして、行動委員会は、指導権の引継ぎ、スト権投票の中止、ゼネストの実行を要求し、鉱山地帯の各地で大集会を開いた。そして、スト突撃隊を拡大執行部が本部をおく「職業会館」(Trades Hall)に誘導して、拡大執行部の最終的決断を促した。拡大執行部は、この大衆的動員力の前に、ゼネストの即時決行を決定し、同時に自らの指導権の終息を確認した。かくして、指導権はより戦闘的な行動委員会に移った。

こうして、三月九日にゼネストが宣言された。しかし、スト労働者やスト突撃隊の行動は、行動委員会の指令や統制をこえて暴走し、原住民や一般市民への理由のない攻撃を行ない、さらに警察署を襲撃した。そして、このような混乱をまわって、スマッツ首相は三月一〇日に戒厳令を發布し、七、〇〇〇人の軍隊と各種兵器(爆撃機、爆弾、大砲、機関銃、戦車等々)を投入した。かくして、政府軍とストライキ軍(突撃隊)の間に四日間にあたる市街戦が展開され、三月一四日にゼネストは武力鎮圧された。そして、この間に二〇〇人前後の死者と五〇〇人以上の負傷者が発生した。

しかし、衝突のはげしさにもかかわらず、また、最終段階における共産党・行動委員会の指導権の掌握にもかかわらず、この闘争が内実において革命闘争でなかったことは明らかである。共産党・行動委員会はゼネストの勝利の可能性のなさを冷静に認めていたし、そのかぎりでは、既得権の侵害にたいして筋を通そうとしたにすぎなかった。したがって、彼らの執行部批判も、基本的にはこの点にあったといえる。同時に、実際行動の中心勢力は、すでに白人坑夫の七五%を占めるに至っていたアフリカーナー労働者と、ルンペン・プロレタリア的なストライキ突撃隊であつ

た。そして、彼らのイデオロギー的・政治的立場はすでに明らかであり、彼らは現状への不満と自らの地位についての危機感とから行動したにすぎなかった。彼らは、優柔不断な執行部にたいする不信・不満という点では行動委員会に共鳴しつつも、実質的にはその統制下には属さなかった。したがって、ランド・ストライキは、その規模の大きさにもかかわらず、いまだきわめて未熟なストライキであった。

ともあれ、拡大執行部は三月一五日にゼネストの終結を宣言し、翌一六日には鉾山側の一方的な条件のもとで生産が再開された。

(1) 前節注(8)でもみたように、不況直前の二〇年三月総選挙では、野党国民党が第一党に進出するともに、いわゆる与野党伯仲状態を呈した(南ア党・連合党・無所属六九、国民党・労働党六四)。そこで、南ア党は国民党(一四年に南ア党から分立)との再統一を求めて協議を行なったが、イギリス帝国内での南ア連邦の地位をめぐる対立し、結局不調におわった。他方で、イギリス系の連合党は、かねてから南ア党への合同をもちかけていたが、南ア党はアフリカーナーの支持離れをおそれて、これを受入れてこなかった。しかし、今回の南ア党・国民党再統一協議の挫折を契機に、連合党の南ア党への合同が実現するはこびとなった(二〇年一二月)。そして、この与党合同となおかつ不安定多数という政治情況のもとで、さらには(二〇年総選挙における)労働党の進出への警戒的不満のなかで、南ア党政府による議会解散と総選挙(二一年二月)が行なわれた。抜打ち総選挙の結果(一三四議席)は、南ア党七七、国民党四四、労働党一〇、無所属一、欠員二となり、南ア党の安定過半数が復活した。また、この選挙結果は、労働党票の四分の一が南ア党に還流したことを示しており、南ア党、国民党の二大政党による政治戦線の民族分極化傾向を反映するものであった。なお、政党別議席・得票の推移については、前掲資料(前節注(8))を参照。また、吉田賢吉『南阿連邦史』(富山房、一九四四年)四七四～四七六ページを参照。

(2) R. Davies, *Capital, State and White Labour*, op. cit., pp. 147~151.

(3) ランド・金鉱山における経費と税金は、一四〜二〇年の間に、次のように増大してゐた。(Ibid., p. 151)

	(一〇〇万ポンド)	一九一四年	一九二〇年	変化
① 白人被用者の賃金・俸給		七・一	一一・三	十五八%
② 原住民の賃金		五・三	六・〇	十二%
③ 備品		一〇・二	一四・二	十四〇%
④ 納税額		一・二	一・八	十五〇%

(4) Ibid., p. 152.

(5) H. J. and R. E. Simons, *Class and Colour in South Africa*, op. cit., p. 278.

(6) Ibid., p. 279.

(7) Ibid., p. 280.

(8) E. Loux, *Time Longer than Rope: The Black Man's Struggle for Freedom in South Africa*, 1964, pp. 147~148.

(9) ランド・ストライキの開始に前後するストライキ突撃隊の詳しい動きは、N. Herd, 1922: *The Revolt on the Rand*, 1966 を参照。

(10) 以下のランド・ストライキの経過は、Simons, op. cit., Chap. 13, Loux, op. cit., Chap. XIV, Herd, op. cit., などを参照。

(11) デインガーン・デー (Dingaan Day) は、一八三八年二月一六日にグレート・トレック途上のブーア軍がナタールにおけるズールー軍との報復的戦闘に大勝した記念日であり、南アフリカでの祝日となっている。なお、デインガーンは当時の

七 むすび——ランド・ストライキと白人優越体制の確立

ランド・ストライキの打破の結果、鉱業資本は、たんに交渉を通じて提起してきた以上のものを実行しうる条件を得た。すなわち、鉱業資本は、白人賃金の二五〇%の大幅切下げや有給休日二日分の廃止のほか、半熟練手労働（ドリルとぎ、エンジン運転、ポンプ操作など）の原住民への転換などを行ない、さらに、「現状維持協定」そのものの破棄や立坑・職場委員の承認取消しなど労資関係制度自体にも新たな攻撃を拡大した。また、二三年に裁判所が一二年鉱山労働法のカラーバー条項について越権無効判決をくだしたのをうけて、鉱業資本はさらに積極的に労働過程の再編にのりだし、白人労働を監督義務に一層限定するとともに、他方では、白人監督不在のままでの作業開始が可能にすることによって、原住民労働者の実労働時間を大幅に拡大させた。また、こうした前提のうえに、ジャックハンマー・ドリルなどの新技術も導入された。そして、他の産業部門でも資本攻勢が強まり、同様の「合理化」が展開された。⁽¹⁾

しかし、このような労資の力関係の変化とそれにもとづく資本攻勢の強化の一方で、新しい情況のもとでの労資関係制度の再編・再確立をめざす国家の対応も同時にはじまった。たとえば、二二年の徒弟法 (Apprenticeship Act) は徒弟・熟練労働者への参入を事実上白人にのみ限ることを規定していた。また、同じく二二年の鉱業委員会 (Mining Industry Board) は、ランド・ストライキにかかわる経済的問題を調査し、鉱業のための新しい「労使関係」制度をつくり出すことを課題として設置されたが、この委員会の答申にそって、二三年に産業調停法案 (Industrial

Conciliation Bill) が提出された。その内容は強化された鉦業資本の地位と要求を反映するものであったが、大筋においては一四年労使紛争防止法案と同じく「強制仲裁」原理にたっていた。そして、交渉に参画しうる労働組合の承認(登録)条件としては、スト行動に先立つ秘密投票、交渉手続完了以前のスト行動の禁止、小集団の交渉権否定(職場大衆および立坑・職場委員の関与否定)、「パス携帯原住民」の非組合員化等々が明示的に要求された。一方、労働組合(労働党)は、「任意仲裁」制度を要求する立場からこの法案に反対し、鉦業資本もまたストライキ規制の不十分さを理由に反対した。しかし、与党が単独過半数を制する議会情況のもので、この法案は二四年に成立した。⁽²⁾

しかし、現実の事態は、南ア党政権や鉦業資本にとって、このような手直しの対応によって処理可能なほどに安易ではなかった。すなわち、ランド・ストライキによる景気の一層の悪化は鉦業資本と民族(農・工業)資本の間の矛盾を深め、後者の前者(および南ア政府)にたいする不信・不満をつのらせた。民族資本は、関税保護や農・工業の発展政策を白人失業問題への解決策として主張し、鉦業資本にたいする彼らの闘争を「反動的」資本主義にたいする「進歩的」資本主義の闘争であると主張した。⁽³⁾ また、ランド・ストライキの最終局面における暴動・占拠・市街戦等々の事態は、その後で年ごとに拡大しつつあった原住民(そしてカレードやインド人)の政治闘争や労働運動の存在とともに、南ア党政権の統治能力にたいする不信を増大させるものであった。そして、同様の不信は鉦業資本のあいだにもひろがりつつあった。かくして、この一連の事態に直接責任を負わない野党国民党は、自らを「秩序(回復)の党」として主張し、労働党は白人労働者の権利擁護には南ア党政権の打倒と自らの政権参加が必要であると主張した。

こうして、一三年四月には国民党・労働党「協定」が成立した。国民党にとっての「協定」成立の意義は、労働党

を通ずる労働運動との提携によって、その「秩序回復」の主張に一層の現実味を与えうることであり、他方で、労働党にとっての「協定」成立の意義は、急進派・左派の革命的・反体制的な主張（原住民労働者階級との同盟、資本主義から独立した戦闘的闘争）にたいして、「より進歩的な」資本主義社会のための闘争における民族資本との同盟というその体制内の「選択肢」に一層の現実味を与えうることであり、これを通じて（ランド・ストライキによる）失地の回復をはかりうることであった。かくして、野党の政治攻勢は一段と強化された。そして、二四年に入つて、たまたま補欠選挙に敗れた（鉱工業相が落選）南ア党スマツツ政権は、二一年につづいてまたしても抜打ち総選挙にうったえた。その結果、南ア党はスマツツ首相自身が労働党候補に敗れるなどの惨敗（七七↓五四議席）を喫し、野党の国民党（四四↓六三）と労働党（一〇↓一七）が大きく前進（ほかに無所属一、総数一三五議席）して、ここに国民党・労働党「協定」政府が成立した。ただし、「協定」政府の主導権はもちろん国民党Ⅱ民族資本の側にあった。「協定」政府には、国民党からヘルツォーグ首相（党首）以下八人が入閣し、労働党からはクレスウェル党首以下三人が入閣した。

「協定」政府の課題は、彼らを政権の座に押し上げた白人民族（土着）資本および白人大衆の利害を擁護することであり、民族的差異をこえた白人の指導性・優等性・優越性のための政治、すなわち「白色南ア主義」(White South Africanism) を実現することであった。そして、そのためのより具体的な政策体系としては、①プア・ホワイト救済のための「文化的労働」(civilized labour) 政策——白人雇用にふさわしい高賃金雇用分野の確保、②そのための国家資本による基幹産業（公企業）の育成——二八年南ア鉄鋼公社 (ISCOR) など、③白人労働者保護と人種差別的労働関係の再構築——二四年産業調停法 (Industrial Conciliation Act)、二五年賃金法 (Wages Act)、二六年鉱山

労働修正法 (Mines and Works Amendment Act) など、④白人土着(農・工業)資本の保護——二五年関税法 (Tariff Act) など、⑤原住民にたいする規制と無権利化の拡大——一三年原住民土地法 (Native Land Act) や一三年原住民(都市地域)法 (Native (Urban Areas) Act) にづく原住民行政法 (Native Administration Act) など、があげられるが、これらの政策体系は様々な程度で相互に関連し合っていた。⁽⁵⁾同時に、南アフリカ経済にしろ鉱業の存在は依然として大きく、「協定」政府の諸政策が、この鉱業独占資本の政治的・経済的な専権を制約する一方で、その利潤確保と資本蓄積の安定的維持をも前提としつつ、その許容範囲内において展開されたこともいうまでもなかった。かくして、原住民の全面的な犠牲化とそれを源資とする鉱業利潤のうえに、白人内部の民族間・部門間・階級間の政治的・経済的利害の調整が、この間に推進されていった。

その効果は白人労働運動にも反映した。すなわち、制度的に白人労働者総体が特権化されたばかりではなく、労資関係の全般的制度化(当然にも制度の複雑化・内密化・求心化をとまなう)が労働運動の官僚化(当事者に要求される専門化)をもたらし、それが組合員大衆の解体・孤立化、ひいては労働運動そのものの衰退・空洞化(労働争議や組合員自体の減少)をもたらしていった。しかし、労働組合の過度の衰退は逆に労資関係の空洞化・不安定化の要因となりうるものであり、そこで、雇用主による官僚化した組合へのテコ入れ(労働者への組合加入強制など)が行なわれ、この労資の癒着がさらに組合員大衆を冷淡と黙従に追いやるという現象さえ出現させた。⁽⁶⁾つまり、今日の日本において現象しつつある事態が、すでにこの二〇年代後半の南アフリカにおいて発現していたのである。

そして、同様のことは労働運動および政治戦線における労働党の存在の稀薄化へと結果していった。かくして、労働党はその後の総選挙ではつねに一桁の議席にとどまり、国民党が労働党(および白人労働運動)に規制される要因

は漸次消失していった。げんに次の二九年総選挙では、国民党が単独過半数を制した。同時に、鉱業の安定的発展も前提にした(せざるをえなかった)。「協定」政府の政策遂行は、そのもとで国民党と南ア党の再接近をうながし、三三年には国民党・南ア党の連立政権の成立と総選挙(両党が候補者を調整)での圧倒的勝利をへて、両党の合同による統一党(United Party)の成立をみた。そして、この大合同の過程で、国民党右派が脱落した(↓純正国民党 Purified Nationalist Party)とはいえ、ここにふたたび圧倒的な与党体制が成立した。

つまり、国・労「協定」政府から統一党の成立に至る過程は、白人内部に存在した民族間・部門間・階級間の矛盾に規定されて分立してきた諸潮流が、政治的にも経済的にもいまだ未成熟な原住民総体の徹底した犠牲化のうえにたつ白人総体の支配人種としての統合化によって、その内部矛盾を極度に矮小化しえたことを示している。その意味で、この一〇年間は白人優越体制の確立期に相当し、そして、そのための決定的な契機となったのがかの二二年ランド・ストライキであったといえよう。⁽⁷⁾

- (1) R. Davies, *Capital, State and White Labour*, op. cit., pp. 157~158.
- (2) *Ibid.*, pp. 164~165.
- (3) *Ibid.*, p. 168.
- (4) R. Davies, *The 1922 Strike on the Rand: White Labour and the Political Economy of South Africa*, in P. C. W. Gutkind et al ed., *African Labour History*, 1978, p. 99.

(5) 本来ならば、これらの諸政策体系のより詳しい内容とその諸結果について、当然にも十分な検討が必要である。しかし、主として紙幅上の制約から、この課題は心ならずも別の機会にゆずらざるをえない。さしあたり、前掲拙稿「南アフリカ共和国における白人優越体制の危機と対応(中)」(『経済』一九七七年五月号)を参照されたい。

(6) R. Davies, *The 1922 Strike on the Rand*, op. cit., pp. 103~104.

(7) ただし、二四~三三年の国・労「協定」政権下における白人優越体制の確立過程、およびその後の展開については、それ
がもつ独自の論点をもふくめて、稿をあらためての独自の検討が必要となってくる。本節を他の節とはちがって「むすび」
の節に留め置いたのもそのためである。

(一九八二・一〇・一)